

岐阜労働局発表
令和4年10月17日(月)

報道関係者各位

担当	労働基準部 健康安全課
	課長 牧野 宏俊
	主任地方労働衛生専門官 大口 力生
	電話 058-245-8103

登録教習機関に対する業務停止の行政処分について

岐阜労働局(局長 大地 直美)は、労働安全衛生法に基づく登録教習機関である「株式会社那加クレーンセンター(代表取締役 小島 裕二郎)」に対し、同登録教習機関が実施した高所作業車運転技能講習について、労働安全衛生法違反の事実を認めたため、令和4年10月17日、下記のとおり、2月間の業務停止の行政処分を行った。

記

1 行政処分対象者

名 称	株式会社 那加クレーンセンター
代表者職氏名	代表取締役 小島 裕二郎
所 在 地	岐阜県各務原市那加新加納町3771
登録番号	第142号
登録区分	高所作業車運転技能講習

2 処分の内容

令和4年10月17日から平成4年12月16日までの2月間、労働安全衛生法に基づき登録を受けた高所作業車運転技能講習の業務を停止すること。

3 処分を行った日

令和4年10月17日

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第77条第3項で準用する同法第53条第1項第2号

5 処分の原因となった事実

令和4年4月22日から同年4月24日に実施した高所作業車運転技能講習の学科講習において、講習時間が高所作業車運転技能講習規程に定める所定時間に満たないにもかかわらず、同技能講習修了証を交付したこと。

関連条文(要約)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(登録教習機関)

第77条第3項

第53条第1項の規定は、登録を受けて技能講習又は教習を行う者について準用する。

(登録の取消し等)

第53条第1項

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第53条第1項第2号(第77条第3項による読み替え規程による)

第77条第6項若しくは第7項の規定に違反したとき。

(登録教習機関)

第77条第7項

登録教習機関は、公正に、かつ、第75条第5項又は前条第3項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。

(技能講習)

第76条第3項

技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生規則(厚生労働省令)

(技能講習の受講資格及び講習科目)

第79条

法別表第18第1号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第6のとおりとする。

(技能講習の細目)

第83条

第79条から前条までに定めるもののほか、法別表第18第1号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

法(労働安全衛生法)別表第18(第76条関係)

第1号～第34号、第36条～第37条 → 省略

第35号 高所作業車運転技能講習

(労働安全衛生規則)別表第6

区分	受講資格	講習科目
ここまで19区分省略		
高所作業車運転技能講習		1 学科講習 イ 作業に関する装置の構造及び取扱いの方 法に関する知識 ロ 原動機に関する知識 ハ 運転に必要な一般的な事項に関する知識 ニ 関係法令 2 実技講習 作業のための装置の操作

高所作業車運転技能講習規程(平成2年9月26日労働省告示第67号)

(講習科目的範囲及び時間)

第2条第1項

技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範 囲	講習時間
作業に関する装置の構造及び取扱いの方 法に関する知識	高所作業車(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第20条第15号の高所作業車をいう。以下同じ。)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	5時間
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	3時間
運転に必要な一般的 事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	2時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全 衛生規則中の関係条項	1時間